

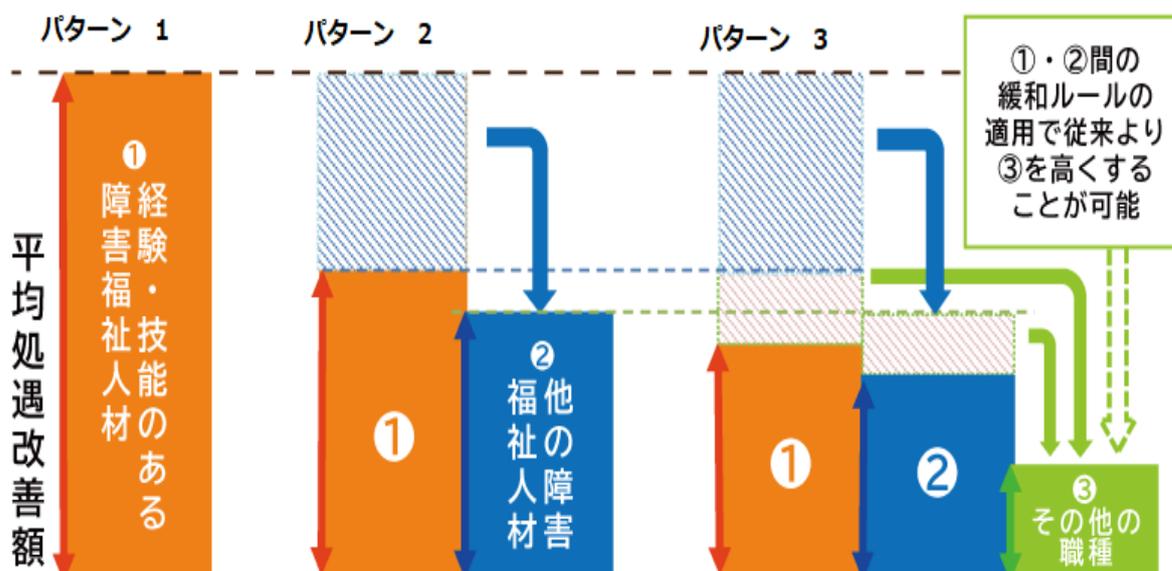
令和5年度 特定処遇改善加算及びベースアップ加算手当について

人材確保のための取り組みをより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、職員の更なる処遇改善を図る

<特定処遇改善加算>

1. 加算時期 令和5年4月より
2. 対象事業 障害福祉サービス事業所(移行・自立・B型)、共同生活援助(かすが・こぶし)、地域活動支援センター(おくえつ)、相談支援(特別処遇改善加算からは除外)
3. 処遇改善加算額 給付費に対して1.8%~3.9% 総額2,000,000円程度
4. 分配方法 経験者に多く分配 ①:②:③ = >2:2:1
 - ① 経験・技能のある障害福祉人材(社会福祉士、精神保健福祉士、サービス管理責任者等10年以上の経験者)
 - ② 他の障害福祉人材(就労支援員、職業指導員、生活支援員、世話人等)
 - ③ 障害福祉人材以外の職員(管理者、事務職員等)
5. 支払方法 1ヶ月の手当で支払う9,000~6,000円程度
6. 本年度支給額
処遇改善手当 ① 9,000円 ② 6,000円 ③ 2,900円
調整手当 3,100円 6,000円
特別処遇改善加算額を下回らないように年度末に調整する。

配分方法イメージ



<ベースアップ加算>

1. 本年度支給額 ベースアップ手当 5,500円 ベースアップ調整 5,500円
ベースアップ支援加算額を下回らないように年度末に調整する。
2. ベースアップ加算額 給付費に対して1.3%~2.6% 総額1,300,000円程度